

事務連絡
令和5年2月27日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の正誤について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨年公布された以下の省令において、官報の誤りがございました。

今後、官報正誤が行われる予定ですが、原稿誤りの内容は別紙のとおりですので、特段のご配慮をお願い申し上げます。

【官報に誤りのあった省令】

- ・令和4年11月30日公布「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）」
- ・令和4年12月16日公布「民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号）」
- ・令和4年12月28日公布「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）」

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の正誤について

目次

◎ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第百五十九号）（抄）	1
○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）（抄）	1
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第十号）（抄）	3
○ 附則（抄）	6
◎ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第百七十五号）（抄）	7
○ 附則（抄）	7

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第百五十九号）（抄）
 ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（従業者の員数）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支援がない場合に限る、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支援がない場合に限る、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（原稿誤り） 「入所」を「通所」と訂正する。</p>

当該表を改正している「民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号）」第七条関係においても、同様の手当を行う。

<p>3 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	<p>(従業者の員数) 第五十四条の六 (略)</p> <p>2 (新設)</p>
<p>4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	<p>(従業者の員数) 第五十六条 (略)</p> <p>2・3 (略) (新設)</p>

(原稿誤り)
「入所」を「通所」と訂正する。



○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第十号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	<p>附則</p> <p>（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</p> <p>第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十三条の二（新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第九十三条の五、第二百二十五条、第二百二十五条の四、第三百三十六条、第四百十二条、第六十二条の四、第七十一条、第七十一条の四、第八十四条、第九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の二、第二百六条の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二並びに第二百十三條第一項において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の身体障害者社会参加支援施設基準（以下この条、次条及び附則第五条において「新身体障害者社会参加支援施設基準」という。）第二十二條の二（新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八條、第三十三條及び第四十二條において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準第四十二條の二、新障害福祉サービス基準第二十五条の二（新障害福祉サービス基準第五十條、第五十五條、第六十一條、第七十條、第八十五條及び第八十八條において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準第十四條の二、新福祉ホーム基準第十三條の二、新障害者支援施設等基準第三十五条の二、新指定通所支援基準第三十八條の二（新指定通所支援基準第五十四條の五、第五十四條の九、第六十四條、第七十一</p>
改正前	<p>附則</p> <p>（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</p> <p>第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十三条の二（新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第九十三条の五、第二百二十五条、第二百二十五条の四、第三百三十六条、第四百十二条、第六十二条の四、第七十一条、第七十一条の四、第八十四条、第九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の二、第二百六条の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二並びに第二百十三條第一項において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の身体障害者社会参加支援施設基準（以下この条、次条及び附則第五条において「新身体障害者社会参加支援施設基準」という。）第二十二條の二（新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八條、第三十三條及び第四十二條において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準第四十二條の二、新障害福祉サービス基準第二十五条の二（新障害福祉サービス基準第五十條、第五十五條、第六十一條、第七十條、第八十五條及び第八十八條において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準第十四條の二、新福祉ホーム基準第十三條の二、新障害者支援施設等基準第三十五条の二、新指定通所支援基準第三十八條の二（新指定通所支援基準第五十四條の五、第五十四條の九、第六十四條、第七十一</p>

（原稿誤り）
 改正省令全文を削る。（正誤は、「民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和四年厚生労働省令第167号）」において行うもの。）
 改正省令第7条（令和四年十一月三十日に公布していた、設備運営基準に関する改正省令（以下「11月30日改正省令」という。）を改正する内容）において、11月30日改正省令による八ネを手当てしていた、11月30日改正省令第8条を削除すべきところ、当該改正が漏れていたもの。

条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九條において準用する場合を含む。）、設備運営基準第九條の五、新指定入所施設基準第三十五條の二（新指定入所施設基準第五十七條において準用する場合を含む。）、新指定地域相談支援基準第二十八條の二（新指定地域相談支援基準第四十五條において準用する場合を含む。）、新指定計画相談支援基準第二十条の二並びに新指定障害児相談支援基準第二十条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十四條第三項（新指定障害福祉サービス基準第四十三條第一項及び第二項、第四十三條の四、第四十八條第一項及び第二項、第三百三十六條、第二百六條の十二並びに第二百六條の二十において準用する場合を含む。）、第七十一条第二項及び第九十條第二項（新指定障害福祉サービス基準第九十三條の五、第二百二十五條、第二百二十五條の四、第六十二條、第六十二條の四、第七十一條、第七十一條の四、第八十四條、第九十七條、第二百二條、第二百六條、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二及び第二百二十三條第一項において準用する場合を含む。）、新身体障害者社会参加支援施設基準第二十三條第二項（新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八條、第三十三條及び第四十二條において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準第四十五條第二項、新障害福祉サービス基準第二十七條第二項及び第四十八條第二項（新障害福祉サービス基準第五十五條、第六十一條、第七十條、第八十五條及び第八十八條において準用する場合を含む。）、新

条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九條において準用する場合を含む。）、第九條の規定による改正後の設備運営基準（以下「新設備運営基準」という。）第九條の四、新指定入所施設基準第三十五條の二（新指定入所施設基準第五十七條において準用する場合を含む。）、新指定地域相談支援基準第二十八條の二（新指定地域相談支援基準第四十五條において準用する場合を含む。）、新指定計画相談支援基準第二十条の二並びに新指定障害児相談支援基準第二十条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十四條第三項（新指定障害福祉サービス基準第四十三條第一項及び第二項、第四十三條の四、第四十八條第一項及び第二項、第三百三十六條、第二百六條の十二並びに第二百六條の二十において準用する場合を含む。）、第七十一条第二項及び第九十條第二項（新指定障害福祉サービス基準第九十三條の五、第二百二十五條、第二百二十五條の四、第六十二條、第六十二條の四、第七十一條、第七十一條の四、第八十四條、第九十七條、第二百二條、第二百六條、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二及び第二百二十三條第一項において準用する場合を含む。）、新身体障害者社会参加支援施設基準第二十三條第二項（新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八條、第三十三條及び第四十二條において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準第四十五條第二項、新障害福祉サービス基準第二十七條第二項及び第四十八條第二項（新障害福祉サービス基準第五十五條、第六十一條、第七十條、第八十五條及び第八十八條において準用する場合を含む。）、新

地域活動支援センター基準第十五条第二項、新福祉ホーム基準第十四条第二項、新障害者支援施設等基準第三十七条第二項、新指定通所支援基準第四十一条第二項（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第九条の規定による改正後の設備運営基準（以下「新設備運営基準」という。）、第十条第三項、新指定入所施設基準第三十八条第二項（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。）、新指定地域相談支援基準第三十条第三項（新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む。）、新指定計画相談支援基準第二十二条第三項並びに新指定障害児相談支援基準第二十二条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

地域活動支援センター基準第十五条第二項、新福祉ホーム基準第十四条第二項、新障害者支援施設等基準第三十七条第二項、新指定通所支援基準第四十一条第二項（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、新設備運営基準第十条第三項、新指定入所施設基準第三十八条第二項（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。）、新指定地域相談支援基準第三十条第三項（新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む。）、新指定計画相談支援基準第二十二条第三項並びに新指定障害児相談支援基準第二十二条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

附 則

(安全計画の策定等に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、**第一条の規定による改正後の児童福祉施設**の設備及び運営に関する基準**第六条の三(保育所に係るものを除く。)**、**第三条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(以下「新指定通所支援基準」という。)**、**第四十条の二(新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)**、**第四条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(以下「新指定入所施設基準」という。)**、**第三十七条の二(新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。)**及び**第七条の規定による改正後の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第六条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、**「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、**「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。**

(原稿誤り)
準用する場合を含む旨、
赤字部分を追記する。

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第百七十五号）
（抄）

附 則

第三条 第二条の表の規定による改正後の指定通所支援基準（以下「新指定通所支援基準」という。）第四

十条の三第二項（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七

十一条の二及び第七十一条の六において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達

支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同

項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」

という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日ま

での間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした

自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所

在の確認を行わなければならない。

（原稿誤り）
準用する場合を含む旨、
赤字部分を追記する。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正)

第五条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和四年厚生労働省令第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条の表改正前欄の設備運営基準第一条第一項第二号中「、第七十二条第一号」を「、第七十二条第一号」に改め、同表改正後欄の第一号に、「並びに附則第九十四条第一項」を「並びに附則第九十四条第一項」に改め、同表改正後欄の設備運営基準第一条第一項第二号中「、第七十二条第一号」を「並びに第七十二条第一号」に改め、「並びに附則第九十四条第一項」を削り、同項第三号中「第六条の三」の下に「、第六条の四」を加え、同欄の設備運営基準第六条の三第一項中「以下この条において同じ」を「以下この条及び次条において同じ」に改める。

第三条の表改正後欄の指定通所支援基準第一条第十号中「第四十条の二(第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四、第七十九条において準用する場合を含む。)」を「第四十条の二(第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七

(原稿誤り)
「百七十五」を「百五十九」と訂正する。

十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十条の三第一項（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十条の三第二項（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二及び第七十一条の六において準用する場合を含む。）」に改め、同欄の指定通所支援基準第七十一条の十四中「第四十条の二」の下に「、第四十条の三第一項」を加え、同欄の指定通所支援基準第七十九条中「第四十条の二」の下に「、第四十条の三第一項」を加える。

第四条の表改正後欄の指定入所施設基準第一条第三号中「第三十七条の二（第五十七条において準用する場合を含む。）」の下に「、第三十七条の三（第五十七条において準用する場合を含む。）」を加える。

第五条の表改正後欄の家庭的保育事業等基準第一条第一項第二号中「第七条の二」の下に「、第七条の三」を加える。